

入湯税特別徴収の手引

令和4年10月1日

裾野市

《入湯税の申告についてのお問合せ・申告書の提出先》

〒410-1192

静岡県裾野市佐野1059番地

裾野市総務部税務課市民税係

電話：055-995-1810

FAX：055-995-1863

○はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、入湯税の徴収に当たりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に負担していただく税金であり、地方税法で用途が定められた目的税です。入湯税の徴収につきましては、地方税法及び裾野市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月、裾野市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

<参考>

特別徴収義務者とは…

法律または条例に基づいて指定された者で、市に代わって納税義務者から入湯税を徴収し、徴収した税金を納入期限内に市に納入する義務を有する者を特別徴収義務者と呼びます。

裾野市税条例第139条の規定に基づき、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者が行うこととなっています。

目 次

1	入湯税の概要	P 1
2	納税義務者	P 2
3	課税免除	P 2
4	税 率	P 3
5	徴収の方法	P 3
6	特別徴収義務者	P 3
7	特別徴収義務者の開始・変更の申告	P 3
8	特別徴収の手続き	P 4
9	帳簿の記載及び保存	P 4
10	更正の請求	P 5
11	延滞金・加算金	P 5
12	税務調査	P 7
13	各種様式	P 8
14	よくある質問	P10
	<参考資料（法令関係）>	P12

1 入湯税の概要

入湯税は、観光の振興（観光施設の整備を含む）、環境衛生施設及び鉱泉源の保護管理施設並びに消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

○裾野市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客
課税を免除される人	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者 (3) 市又は社会福祉法人が設置した施設において入浴する市内に居住する者 (4) 学校教育上行われる行事の場合に入浴する者
税 率	1人1日につき 150円 (宿泊者1人1泊につき 150円)
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法（鉱泉浴場の経営者が地方公共団体に代わって税金を徴収する方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収義務者の開始・変更の申告	(1) 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに、必要事項を記入した入湯税特別徴収義務者経営申告書を市長に提出してください。 (2) 提出した経営申告書に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。
特別徴収の手続き	特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、徴収金を納入してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存することが裾野市税条例で義務付けられていますが、可能な限り5年間保存してください。

2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉利用施設）において、入浴をした方です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、一定の温度又は物質を有するものをいいます。

（温泉法第2条第1項）

※同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。このことから、温泉を外から運び込んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も入湯税の課税の対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 年齢12歳未満の方
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入浴する方
 - ・「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
 - ・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場をいいます。
- (3) 市又は社会福祉法人が設置した施設において入浴する市内に居住する者
- (4) 学校教育上行われる行事の場合に入浴する者
 - ・修学旅行などを目的とする生徒の団体客及びこれらの方を引率する方は課税が免除されます。
 - ・引率する方とは、引率を行う教師や学校関係者、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする保護者や看護師等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

4 税率

1人1日につき 150円

(宿泊客 1人1泊につき 150円)

5 徴収の方法

入湯税は、特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収し市へ納付する）の方法によって徴収し納入いただきます。

6 特別徴収義務者

入湯税の特別徴収義務者は、裾野市税条例第139条の規定に基づき、鉱泉浴場を経営されている方です。

特別徴収義務者とは、法律または条例に基づいて指定され、市に代わって納税義務者から入湯税を徴収し、徴収した税金を納入期限内に市に納入する義務を有する者をいいます。

鉱泉浴場の経営を開始する場合は、後述7の「入湯税特別徴収義務者経営申告書」の提出が必要です。

7 特別徴収義務者の開始・変更の申告

次の(1)(2)により、鉱泉浴場の施設の内容などについて、必要な事項を記入した「入湯税特別徴収義務者経営申告書」を提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、入湯税特別徴収義務者経営申告書は鉱泉浴場を経営する全ての方に提出していただく必要があります。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

- ・ 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

なお、入湯税特別徴収義務者経営申告書を提出する際は、公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）等の参考書類を添付してください。（入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。）

(2) 申告した内容に変更があるとき

- ・ 経営されている方や施設の内容など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合は、直ちに申告してください。

8 特別徴収の手続き

(1) 入湯税納入申告書の提出

- ・特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者の方）は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月1日から前月末日までの入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を税務課へ提出してください。
- ・申告書を郵便又は信書便等で提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いいたします。

(2) 入湯税の納入書による納入

- ・特別徴収義務者は、毎月15日までに前月徴収分の入湯税を、納入書を添えて金融機関窓口で納入してください。

9 帳簿の記載及び保存

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者の方）は、毎日の入湯客数、課税対象となる入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記載し、1年間保存してください。条例上、帳簿は1年間保存しなければならないと定められていますが、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り5年間保管をお願いいたします。

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式でかまいません。

10 更正の請求

入湯税納入申告書に記載した課税標準又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における法定納期限は、裾野市税条例第139条第3項に基づき、入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の15日となります。

11 延滞金・加算金

(1) 延滞金（地方税法第701条の11、本法附則第3条の2）

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで（期限内申告の場合）

各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

② 法定納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間又は申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間（期限後申告の場合）

各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

③ 法定納期限の翌日から地方税法第701条の10第1項の法定納期限までの期間又は地方税法第701条の10第1項の法定納期限の翌日から1月を経過した日（更正・決定の場合）

各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

④ ①の翌日以降

①の翌日以降は特例基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

※特例基準割合とは、国内銀行の短期貸出約定平均金利を基に毎年財務大臣が告示する割合に1%加算した割合をいいます。

(2) 加算金 (地方税法第701条の12、同法第701条の13)

申告期限内までに申告納入がない場合や、過少申告をした場合等は、延滞金の他に加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合 (同法701条の12第1項)	不足金額×10% (不足金額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%を加算)
不申告 加算金	期限後の申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定した場合 (同法701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については5%を加算)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (同法第701条の12第2項第3号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (同法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (同法第701条の12第2項第3号)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (同法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (同法第701条の13第2項)	不足税額×10%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算税を徴収されたことがある場合 (同法第701条の12第4項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

12 税務調査

裾野市では、適正かつ公正な課税及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行うことがあります。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、税務課職員が顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料（帳簿等）の提示をお願いしたりすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

13 各種様式

(1) 入湯税納入申告書

別紙参照

(2) 入湯税特別徴収義務者経営申告書

別紙参照

※各様式は市のウェブサイトに掲示してありますので、そちらを利用してください。

14 よくある質問

Q1. 宿泊客の1人から、病気やけが等により温泉に入湯していないとの申し出がありました。この場合は入湯税が課税されますか。

また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

A1. 入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯客に課税されるものであるため、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。

したがって、入湯税を予め預かっているような場合は返金する必要があります。また、毎月申告書によって申告していただく「課税人員入湯客数」からは除外してください。

入湯しているかどうかの判断については、社会通念上、温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないということは考え難く、また個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には不可能と考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収するものとしてください。

Q2. 学校教育上行われる行事の場合に入浴する者とは、引率者も含まれますか。

A2. 当該学校が主催する行事に参加している生徒を引率する教師や学校関係者、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする保護者や看護師等は入湯税が免除されます。

ただし、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

Q3. 修学旅行等の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行に参加している者に該当し、入湯税は免除されますか。

A3. 入湯税が免除される引率者は、当該学校が主催する修学旅行に参加している生徒を現に引率している方をいいます。

したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、入湯税は免除されません。

Q4. 高等学校等を卒業された方を対象として、当該学校が主催する旅行に参加する方は修学旅行を目的とする生徒の団体客に該当し、課税は免除されますか。

A4. 入湯税を免除される学校が当該学校の生徒を対象として主催する修学旅行が対象となります。また、当該学校を卒業した方については当該学校の生徒にはあたりません。したがって、参加されている方及びその引率者の方については、入湯税は免除されません。

Q5. 入湯税を申告しなかったり、納入しなかったりした場合はどうなりますか。

A5. 地方税法及び裾野市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに前月の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をしたりした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合には、税金の他に延滞金を納めていただくことがあります。

また、1年間保存すべき帳簿を保存しなかったり、虚偽の申告等をしたりは、3万円以下の罰金刑が科されることがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告納入をお願いいたします。

<参考資料（法令関係）>

○裾野市税条例（抄）

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第135条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第136条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 地域住民の福祉の向上を図るために市又は社会福祉法人が設置した施設において入湯する市内に居住する者
- (4) 学校教育上行われる行事の場合に入湯する者

（入湯税の税率）

第137条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第138条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第139条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入報告書を、市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第140条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第141条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下

この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第142条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第143条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

○地方税法（抄）

第四節 入湯税

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四三法四・改称)

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(昭三二法六〇・追加、昭四六法一一・昭五二法六・平二法一四・一部改正)

(入湯税の税率)

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(昭三二法六〇・追加、昭四六法一一・昭五〇法一八・昭五二法六・一部改正)

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・一部改正)

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに

徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(昭三二法六〇・追加)

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。
- 5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平一三法一二九・平一六法一五〇・平二三法一一五・一部改正)

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、平一三法一二九・平二三法八三・平二三法一一五・一部改正)

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・平二三法八三・一部改正)

第七百一条の八 削除

(昭三八法八〇)

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(昭三二法六〇・追加)

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四二法二五・昭四五法一三・一部改正)

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四二法二五・昭四五法一三・一部改正)

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金

額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額

は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四三法四・昭五九法七・昭六二法九四・平一八法七・平二六法六九・平二七法二・平二八法一三・一部改正)

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第五項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭五九法七・昭六二法九四・平一八法七・平二八法一三・一部改正)

第七百一条の十四 削除

(昭三七法一六一)

第七百一条の十五 削除

(昭三八法八〇)

(入湯税に係る督促)

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・一部改正)

(入湯税に係る督促手数料)

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・一部改正)

(入湯税に係る滞納処分)

第七百一条の十八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産

法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・昭三七法一六一・平一六法七六・一部改正)
(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平二三法八三・一部改正)
(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
 - 二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平一三法一二九・平二三法八三・一部改正)

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。